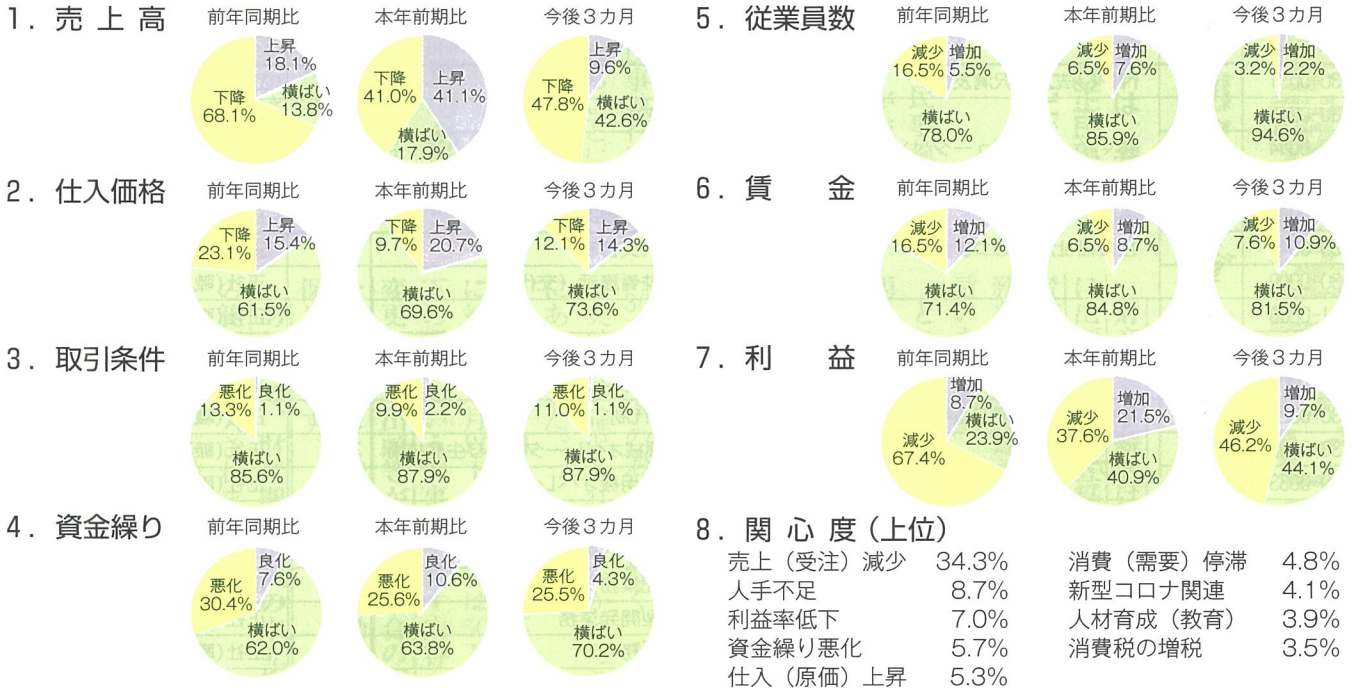


# 地域小規模事業者の経営をサポート!

## 米沢版小規模LOBO調査(景気観測) 調査結果(R2.7~9)

当所では米沢地域の小規模事業者に標題のアンケート調査を実施しております。  
令和2年7~9月期の調査結果についてまとめましたので、お知らせいたします。

### 米沢地域小規模LOBO調査(7~9月期) 調査結果【全業種】



新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上減少・利益率の低下が止まっています。今後、「感染の第3波」も懸念事項です。経営(事業)計画を立て、長期的な視点をもって事業にあたる必要があります。

引き続き調査にご協力をお願いいたします。

## ご注意ください! 令和2年分年末調整の主な改正事項等

令和2年分から適用される所得税の改正事項は多く、令和元年分以前の「源泉徴収簿」や、令和2年からの改正事項に対応していない給与計算ソフト等の使用は、年末調整の誤りの原因となります。下記の主なポイントをしっかりと認識して、年末調整に支障がないようご注意ください。

### 1 給与所得控除に関する改正

控除額が10万円引き下げられました。変更前65万円 → 変更後55万円(給与の収入金額が162.5万円以下の場合)  
※年末調整の際は「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご使用ください。

### 2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

基礎控除額が38万円から**48万円**に引き上げられました。なお、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

また、その年中の給与の収入金額が850万円を超える居住者で、本人・同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する人または年齢23歳未満の扶養親族を有する人など、一定の要件に該当する人には**所得金額調整控除**が適用されます。※給与の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当額を控除

### 3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者および勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

### 4 ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、その人と生計を一にする子(所得金額等の要件があります)を有する合計所得金額500万円以下の独身者(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者)について「**ひとり親控除(控除額35万円)**」が創設され、**寡婦(寡夫)控除**が見直されました。

なお、主な改正事項等の詳細や上記以外の税制改正事項等については「国税庁ホームページ」をご覧ください。か、米沢税務署(☎22-6320)もしくは当所中小企業振興部(☎21-5111)までお問い合わせください。